

【改訂6版】食品表示検定・初級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

●2020年7月31日にお知らせする訂正は以下の通りです。

日付:2020年 7月31日

2ページ目でお知らせしております以前の訂正箇所と併せて訂正をお願いいたします。

作成:一般社団法人食品表示検定協会

訂正情報 発表日	対象と なる刷	ページ	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2020年 7月31日	1刷	P184	4-14	〈ファットスプレッドの表示例〉の原材料名欄	原材料名 食用植物油脂(大豆 <u>油</u> (国内製造))、食用精製加工油脂、...	原材料名 食用植物油脂(大豆 <u>を含む</u> 、国内製造)、食用精製加工油脂、...
		P228	4-27	〈チューハイの表示例〉の原材料名欄	原材料名 グレープフルーツ果汁(外国製造)、スピリッツ、糖類 / 酸味料、香料、甘味料(アセスルファミンK、...)	原材料名 グレープフルーツ果汁(外国製造)、スピリッツ、糖類 / <u>炭酸</u> 、酸味料、香料、甘味料(アセスルファミンK、...)

●法令改正に関連する、テキストの該当部分は以下のとおりです。

★2020年11月の試験は、2020年4月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2020年 7月31日	全刷	P98 P101	3-4	図表2 「添加物の用途と 主な物質名」 (上から5段目) (3)一括名による表 示の囲み部分	図表2 用途 物質名の例 香料 合成香料(アセト酢酸エチル) 天然香料(リンゴ香料) (3)一括名による表示 ①イーストフード ②ガムベース ③かんすい ④苦味料 ⑤酵素 ⑥光沢剤 ⑦香料・合成香料 ⑧酸味料 ⑨軟化剤 ⑩調味料	2020年7月16日の食品表示基準の改正により、「人工」及び「合成」を冠した添加物の用途名(甘味料、着色料及び保存料)及び一括名(香料)について、「人工」及び「合成」の用語が削除されました。(施行日は2020年7月16日ですが、経過措置期間が2022年3月31日まで設けられています。)
2020年 5月15日	全刷	P49 P51	2-2-3	精米と玄米の表示 例 ③精米年月日・調 製年月日 上から1行目から	〈単一原料米の表示例〉 ③精米年月日:〇〇.〇〇.〇〇 〈複数原料米の表示例〉 ③調製年月日:〇〇.〇〇.〇〇 ③精米年月日・調製年月日 精米は精白した年月日を、玄米は調製した年月日を表示しますが、輸入 品であって精米・調製年月日が不明なものは、輸入年月日を表示します。 なお、混合したものは、精米年月日、調製年月日又は輸入年月日のうち、 「最も古い日付」を表示します。	2020年3月27日に食品表示基準が改正され、調製や精米を行った時期について、これまでの「年月日」表示に加えて「年月(上/中/下旬)」の表示ができるようになりました。これに伴って表示項目を表す用語も「調製年月日、精米年月日」から「調製時期、精米時期」に改正されました。(輸入年月日→輸入時期も同様に改正)ただし、経過措置期間として2022年3月31日までは「調製年月日、精米年月日」による表示も認められています。(施行日:2020年3月27日)
		P66	2-5	上から6行目から 10行目まで 図表1:「有機」の 表示と有機JAS マークの関係	一方、畜産物、畜産物加工品、農畜産物加工品に関しては、認証を受けた「生産行程管理者」が生産したものでなくても、有機JAS規格に定められた基準を満たす製品であれば、名称に「有機〇〇」と表示することができます。ただし、有機JASマークを付す場合には認証を受けた「生産行程管理者」であることが必要です。 図表1:有機JASマークの貼付の列 有機畜産物加工食品、有機農畜産物加工食品、有機畜産物の行:任意	2020年1月16日に「日本農林規格等に関する法律施行令」が改正され、これまでの「農産物」及び「農産物加工食品」に加え、「畜産物」、「畜産物加工食品」及び「農畜産物加工食品」も、「有機」である旨を表示する際には、 <u>認証を受けた「生産行程管理者」が生産し、JASマークを付すことが義務</u> となります。(施行日:2020年7月16日)

情報 発表日	対象と なる刷	ページ	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2020年 5月15日	全刷	P150	4-3	農産物漬物 ⑤内容量 1行目から5行目	小切りにしていない「ぬか漬」や「らっきょう漬」「梅干」等は、塩ぬか、酒かす、調味液を除いた内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示します。 「わさび漬」「なら漬」又は「薄切り、細刻、小切りにしたもの」「にんにくのりん片を主原料としたもの」などは調味液を含めた重量を表示します。	左記の記述は食品表示基準の中の農産物漬物の内容量表示方法に係る個別ルールを紹介したのですが、2020年3月27日の食品表示基準改正でこの規定が削除されました。このため農産物漬物の内容量に関しては、横断的ルールに基づき、計量法のルールに則った表示することになります。これにより、内容量の計量に際して調味液等の扱いが一部変更され、例えばやさいのこうじ漬け類は液汁及びこうじは含んだまま計量することになります。(施行日:2020年3月27日)
		P168	4-8	②原材料名(原料乳の動物の種類)	牛以外の動物の乳を原料として製造した「ナチュラルチーズ」は、その動物の種類がわかるように「山羊乳」「めん羊乳」等と表示します。	「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」の中に、新たに水牛乳が乳として定義されたことに伴う食品表示基準の改正により、「山羊乳」「めん羊乳」の他に「水牛乳」と表示することができるようになります。(施行日:2020年6月1日)

● 以前にお知らせした訂正は以下の通りです。お手数ですがこちらも訂正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	ページ	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2020年 5月15日	1刷	P184	4-14	〈マーガリンの表示例〉の原材料名欄	原材料名 食用植物油脂 (大豆油(国内製造)、なたね油)、食用精製加工油脂、全粉乳、食塩	原材料名 大豆油(国内製造)、なたね油、食用精製加工油脂、全粉乳、食塩
		P226	4-26	〈国内で製造したレギュラーコーヒーの表示例〉	原材料名 コーヒー豆(生豆生産国 ブラジル、コロンビア)	原材料名 コーヒー豆(生豆生産国 名 ブラジル、コロンビア)
		P227	4-26	上から5行目	コーヒー生豆の生産国名を「コーヒー豆(生豆生産国 ブラジル)」のように	コーヒー生豆の生産国名を「コーヒー豆(生豆生産国 名 ブラジル)」のように
		P248	5-1	④特別用途食品のページに有るマークのタイトル	〈 特定保健用 食品マーク〉	〈 特別用途 食品マーク〉
2020年 2月28日	1刷	P70	3-1	図表1の最下段	⑩ 栄養成分表示 加 食部分の100g、若しくは100ml又は…	⑩ 栄養成分表示 可 食部分の100g、若しくは100ml又は…
		P130	3-11	〈栄養成分表示の例(食品表示基準の別記様式3による表示例)〉 栄養成分表示の左側に振ってある番号の位置	1 熱量 2 たんぱく質 3 脂質 4 一飽和脂肪酸 炭水化物 一糖質 5 一食物繊維 食塩相当量	1 熱量 2 たんぱく質 3 脂質 一飽和脂肪酸 4 炭水化物 一糖質 一食物繊維 5 食塩相当量
		P148	4-3	下から1行目	「〇〇漬(薄切り)」「〇〇漬(刻み)」 等 と表示します。	「〇〇漬(薄切り)」「〇〇漬(刻み)」と表示します。

(以上)